

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

平成31年(ワ)第3465号国家賠償請求事件

原告 大江千東 ほか9名

被告 国

### 証拠説明書3 (甲A号証)

2019年10月16日

東京地方裁判所 民事部第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子

同 弁護士 寺 原 真希子

他20名

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A150	書籍『立憲主義と日本国 憲法 [第4版]』(抄 本)	写し	2017年3月30日	高橋和 之	個人人権は、憲法制定時点において 「個人として尊重」されるといえるた めに不可欠と判断されたものを列挙し たものであり、幸福追求権は、そこか ら個人人権が派生した源泉的権利で あって、個人人権の総計に尽きるもの ではなく、つねに新たな具体的人権を 生み出していく母胎的な役割を果たす 観念として設定されていることなど (144頁)。
甲A151	書籍『憲法 [第6版]』 (抄本)	写し	2015年3月5日	芦部信 喜・高 橋和之	人権とは、人間の尊厳に由来し人が人 であるという理由のみで認められるも のであることなど(80頁, 82 頁)。

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A152	最高裁判所判例解説刑事 篇平成23年度	写し	2015年3月5日	西野吾 一・矢 野直邦	<p>最大判平成23年11月16日判決について以下のように述べていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法の文理のみならず、憲法の基本原理に加え、歴史的、国際的視点からも問題を考察する必要性を指摘したものであり、憲法の明文からは結論が容易には導きだせない解釈上の論点を考察する手法として正当なものと解されるとともに、長い時間軸の中で、かつ広く世界を見渡して判断するという基本的な姿勢を示していること(309頁)。</li> <li>・憲法制定当時の政府部内では、国民の司法参加の可能性は排斥されていなかった。その事実をもってして、現在の憲法解釈の一つの論拠としていること(312頁, 314頁)。</li> </ul>
甲A153	宇都宮地方裁判所真岡支部令和元年9月18日判決	写し	2019年9月18日	宇都宮 地方裁 判所真 岡支部	<p>(長期間同居し米国で結婚した同性カップルのうち、不貞行為をきっかけに関係が破綻したことで一方が他方に対して損害賠償を求めている事件に関して、宇都宮地方裁判所真岡支部が、請求を認容する判断を行った。本書証はその判決の全文である)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「同性のカップルであっても、その実態に応じて、一定の法的保護を与える必要性は高いとすることができる」と判示し、同性同士の関係性に法的保護を与えることを明示したこと(13頁)。</li> <li>・「憲法24条1項(は)…およそ同性婚を否定する趣旨とまでは解されないから」とも判断して、憲法24条1項が同性婚を否定することはできないことを述べたこと(13頁)。</li> </ul>
甲A154	書籍『ブリッジブック憲法』(抄本)	写し	2002年12月10日	横田耕 一・高 見勝利 編	<p>憲法の解釈においては、文言だけでなく、他の憲法規定や憲法の全体構造、憲法の基本原理・理念等に照らして整合性のある解釈をすることが必要であり、一定の解釈を排除する趣旨で特定の文言が意図的に選択されたわけではない場合に、文言に過度にこだわった解釈をすることは不適切であること(104頁・129頁)。</p>

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A155	第193回国会参議院予算委員会 会議録第1号 (抄本)	写し	2017年1月30日	参議院 予算委 員会	政府答弁において、憲法24条1項の「婚姻は、両性の合意のみに基いて」との規定の趣旨について、明治憲法下では婚姻する本人の意思ではなく家長等の意思決定に基いて婚姻が成立するという制約があったものを取り外すために、敢えて「両性の合意のみ」と明記したものであると考えられる旨が述べられていること(9頁)。
甲A156	書籍『注釈日本国憲法 (2)』(抄本)	写し	2017年1月30日	長谷部 恭男編 (川岸 令和執 筆部 分)	・憲法制定会議の議論において、同性婚を禁止すべきかは議論されることはなかったこと(498頁)。 ・憲法24条1項の規定は、明治民法の下における「家」制度を全面的に改めるため、婚姻を含む家族生活について民主主義の基本原則である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を特に定める必要から設けられたものであり、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立【する】」というのも、家制度における婚姻についての戸主の同意権を否定し、当事者本人以外の第三者の意思によって婚姻の成立が妨げられないことを明らかにした趣旨のものとして解されていること(498頁～500頁)。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A157	書籍『概説憲法コンメンタール』(抄本)	写し	2018年6月20日	辻村みよ子・山元一編(糖塚康江執筆部分)	・現行憲法24条が、シロタ原案18条→GHQ草案23条→日本政府案22条をたどり、現行の規定になったこと(153頁～154頁)。 ・憲法14条1項後段列举事由である「性別」は、文言上も「男女平等」ではなく「性差別禁止」条項であると解されるものであり、性的マイノリティに対する差別も、当然に禁止されるものと解されること(97頁)。
甲A158	書籍『1945年のクリスマス』(抄本)	写し	2016年6月30日	ベアテ・シロタ・ゴードン(構成・文＝平岡磨紀子)	GHQ民生局のベアテ・シロタ・ゴードンの起草によるいわゆるシロタ草案18条の規定内容。憲法24条1項の「両性の合意のみに基いて」との規定に対応する部分が、シロタ草案では、「親の強制ではなく相互の合意に基づき」とされていたこと。
甲A159	書籍『新・コンメンタール憲法(第2版)』(抄本)	写し	2019年6月25日	木下智史ほか(木下智史執筆部分)	憲法24条1項の規定は、明治民法の下における「家」制度を全面的に改めるため、婚姻を含む家族生活について民主主義の基本原則である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を特に定める必要から設けられたものであり、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立[する]」というの、家制度における婚姻についての戸主の同意権を否定し、当事者本人以外の第三者の意思によって婚姻の成立が妨げられないことを明らかにした趣旨のものと解されていること(302頁～303頁)。
甲A160	書籍『日本国憲法成立史第三巻』(抄本)	写し	1994年6月10日	佐藤達夫(佐藤功補訂)	GHQ草案に基づく「3月2日案」の起草及びGHQ側との折衝に携わった佐藤達夫により、GHQ草案23条の「婚姻ハ……両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ」という点で、「3月2日案」37条で「婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ」と改められたことについて、「表現を改め[た]」ものであると説明していること(122頁)。
甲A161	書籍『逐条日本国憲法審議録』	写し	1962年7月30日	清水伸編	口語化憲法改正草案22条で「両性の合意に基いてのみ」とされていた点で、帝国憲法改正案22条で「両性の合意にのみ基いて」とされ、「のみ」の位置が修正されたことについて、議会審議において、戸主や親権者の同意を要するという制限を排して両性の合意により婚姻を成立させようとする趣旨を変更するものではないとの説明がなされていること(481頁)。
甲A162	欠番				
甲A163	演習憲法<法学教室選書>	写し	1982年11月10日	芦部信喜	20世紀に入ってからとくに送り手と受け手の分離が顕著になり、受け手の立場から言論・表現の自由の概念を再構成する必要が大きくなったことなど(113頁)。

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A164	論文「同性婚を認めない州法の規定と合衆国憲法」(法律のひろば69巻3号掲載)	写し	2016年3月	尾島明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最高裁上席調査官(当時)の尾島明氏により、アメリカ連邦最高裁の Obergefell判決(多数意見)が、かつては合憲であった法が時代と共に社会状況が変化し現在では違憲になったという考え方を採っていることに関し、時代の変化とともに合憲であったものが違憲になるというのは、我が国の身分法に関わる違憲判決(国籍法違憲判決、非嫡出子相続差別違憲決定、再婚禁止期間違憲判決)でもみられる考え方であると指摘されていること(162頁)。</li> <li>・Obergefell判決(多数意見)が、「議会の多数派によっては保護されない少数者の権利を保護し、性的指向による差別を是正するには、裁判所が違憲審査権を行使すべきである」との考え方を示していること(57頁, 61頁)。</li> </ul>
甲A165	記事「『同性婚』既婚女性の7割賛成『夫婦別姓』も半数賛成」	写し	2019年9月15日	NHK	<p>(本書証は、甲A149、甲A166の報道記事である)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「同性婚」を法律で認めるべきだと考えている人が69.5%に上ったということ。</li> </ul>
甲A166	第6回全国家庭動向調査結果の概要(58頁~61頁)	写し	2019年9月13日	国立社会保障・人口問題研究所	同性カップルについては、75.1%がなんらかの法的保障が認められるべきだと考え、69.5%が同性婚を法律で認めるべきだと考えていること(58頁)。
甲A167	『最高裁判所判例解説民事篇平成27年度(下)』(抄本)	写し	2018年6月1日	加本牧子	<p>再婚禁止期間違憲判決の調査官解説の内容。同判決及び調査官解説の内容を踏まえれば、</p> <p>「婚姻をするかどうかや、いつ誰と婚姻するか」という意味における「婚姻の自由」ないし「婚姻をするについての自由」は、憲法24条1項により保障された権利であると解することができ、また、そのような「婚姻の自由」は同性愛者にも等しく保障されるものと解されること(668頁~670頁)。</p>

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A168	佐藤幸治 「日本国憲法と『法の支配』」(抄本) 134頁から140頁	写し	2003年7月30日	佐藤幸治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の存在の内容は、生命を愛し、自由を有し、幸福を追求することである。これらを実現することを国家に対して主張することこそ、国民の個人としての存在を主張する権利である。これは「基幹的自律権」と捉えられ、まさに憲法13条で規定している人権である。そして、この基幹的自律権を実現するため、期待されているのが憲法の保障する各種人権であるということ(138頁～139頁)。</li> <li>・日本国憲法は、基幹的自律権をベースにして、それを具体的に実現すべく各種人権規定を掲げた。しかし基幹的自律権の具体的実現のために、憲法の明文規定で掲げる権利だけで尽きるものではない。そのため、個別的人権規定がなくとも、また、個別的人権規定があっても、その解釈にあたっては、個別的人権規定の間隙を埋めるものとして、憲法13条による補充的保障がなされるべきであるということ(139頁)。</li> </ul>
甲A169	論文「同性婚をめぐる諸外国の動向」(人間文化研究20号所収)	写し	2014年2月	佐久間悠太	<ul style="list-style-type: none"> <li>(本書証は、2013年9月1日までに同性婚を法認した15か国の動向を概観するとともに、「同性婚を承認するまでの背景」「婚姻に関する憲法規定」「現行法上の同性婚と異性婚の相違点」を中心に論じたもの)</li> <li>・(日本と類似の憲法規定をもつ)婚姻に関するスペイン憲法32条の規定内容(136頁, 137頁)。</li> <li>・2012年11月6日にスペイン憲法裁判所は同性婚を認める民法は憲法に違反しないと判断したこと(138頁, 139頁)。</li> <li>・同性婚が法制化されているカナダにおいて、同性婚カップルに対して嫡出推定規定が適用されるか否かは州によって様々であること(143頁)。</li> </ul>
甲A170	論文「Obergefell判決と平等な尊厳」(憲法研究4号掲載)	写し	2019年5月	巻美矢紀	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ連邦最高裁のObergefell判決の判示からは、同性婚を認めないことには、緩やかな審査基準で要求される「正当」な利益すらないことが示唆されると指摘されていること(113頁)。</li> <li>・同性カップルに婚姻制度への参入を認めないことは、カップルとその家族にスティグマを与え、「二級市民」、「二級家族」の貶めるものであり、権利に対する侵害であるだけでなく、それ自体が構造的差別の一環であり、自尊を害するものであること(107頁, 108頁)。</li> </ul>

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A171	『憲法I第5版』(有斐閣)(抄) 286~289頁	写し	2012年3月30日	野中俊彦 他3名	憲法14条1項は、「直接的な法規範として、立法・行政・司法の全ての国家行為を拘束するものであり」、「国民に対しては、平等権すなわち法的に平等に扱われる権利ないし不合理な差別をされない権利を保障したものであること等(287頁, 288頁)。
甲A172	齊藤笑美子「家族と憲法—同性カップルの法的承認の意味」全国憲法研究会編『憲法問題』21号(三省堂) 108~118頁	写し	2010年	齊藤笑美子	「法律婚制度の目的を生殖から形成される核家族の保護ととらえるならば、生殖不可能な高齢異性カップルや共同生活の可能性すらない臨終婚までをも含む点で過大包含であり、目的をカップルの共同生活の人格的及び財産的側面の保護と考えるならば過小包含となり憲法違反となる」こと等(113頁)。
甲A173	福田剛久「判例の形成と学説」伊藤真ほか編『これからの民事実務と理論』(民事法研究会) 51~70頁	写し	2019年1月11日	福田剛久	「どのような訴訟であろうと、双方当事者の主張に沿って、どのような手持ち証拠があるのか、さらにどのような証拠が必要なのか、それを入手するにはどうすればよいのかを議論しながら、適宜証拠を追加して(当事者の手持ち証拠で必要なものは当然出してもらい、必要に応じて送付嘱託、調査嘱託等を行う)争点を整理し、集中証拠調べをして事実を認定するということは同じであり」(61頁)、  法律の憲法適合性が問題となる事案においては、更に「憲法の文言だけでなく、その趣旨、内容を敷衍して憲法適合性の判断をしなければ、合憲か違憲かの判断に至らない」こと(62頁)等。
甲A174	札幌地裁平成21年1月16日 中間判決・判例時報2095 号100頁	写し		D1- Law.com 第一法 規法情 報総合 データ ベース	国賠法6条にいう「相互の保証」については、国賠法に基づく権利の発生のための要件を加重した権利根拠規定ではなく、請求を受ける側がその不存在を主張・立証する必要があると解すべきであること(6頁, 7頁)など。
甲A175	大津地裁昭和49年5月8日 判決・判例時報768号87頁	写し		LLI/DB 判例秘 書	国賠法6条にいう「相互の保証」については、国賠法に基づく権利の発生のための要件を加重した権利根拠規定ではなく、請求を受ける側がその不存在を主張・立証する必要があると解すべきであること(6頁)など。
甲A176	大分地裁昭和60年2月20日 判決・判例時報1153号206 頁	写し		LLI/DB 判例秘 書	国賠法6条にいう「相互の保証」については、国賠法に基づく権利の発生のための要件を加重した権利根拠規定ではなく、請求を受ける側がその不存在を主張・立証する必要があると解すべきであること(8頁)など。

[リンクはご自由にお貼りください]

[有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください]

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A177	大阪地判昭和55年12月25日判時1012号103頁	写し		Westlaw Japan	国賠法6条にいう「相互の保証」については、国賠法に基づく権利の発生のための要件を加重した権利根拠規定ではなく、請求を受ける側がその不存在を主張・立証する必要があると解すべきであること(9頁, 10頁)など。
甲A178	東京地判昭和51年5月31日判時843号67頁	写し		LLI/DB 判例秘書	国賠法6条にいう「相互の保証」については、国賠法に基づく権利の発生のための要件を加重した権利根拠規定ではなく、請求を受ける側がその不存在を主張・立証する必要があると解すべきであること(7頁, 8頁)。  ドイツ連邦共和国と日本との間に相互保証が存在すること(7頁, 8頁)など。
甲A179	宇賀克也・小幡純子編著 条解国家賠償法(弘文堂)(抄本)658頁から673頁	写し	2019年3月15日	渡井理 佳子	裁判例では、国賠法6条にいう「相互の保証」については、国賠法に基づく権利の発生のための要件を加重した権利根拠規定ではなく、請求を受ける側がその不存在を主張・立証する必要があるとする説が多くなっていること(667頁～669頁)など。
甲A180	西埜章 国家賠償法コンメンタル(第2版)(勁草書房)1242頁から1246頁	写し	2014年3月30日	西埜 章	国賠法6条にいう「相互の保証」については、国賠法に基づく権利の発生のための要件を加重した権利根拠規定ではなく、請求を受ける側がその不存在を主張・立証する必要があると解すべきであること(1245頁)など。
甲A181	深見敏正 リーガル・ブ ログレッスン・シリーズ 国家賠償請求(青林書 院)284頁から285頁	写し	2015年1月25日	深見 敏正	国賠法6条にいう「相互の保証」については、国賠法に基づく権利の発生のための要件を加重した権利根拠規定ではなく、請求を受ける側がその不存在を主張・立証する必要があると解すべきであること(285頁)など。
甲A182	朝田とも子・ドイツ職務 責任制度における「第三 者に対して負担する職務 義務違反」要件について の一考察(北大法学研究 科ジュニア・リサーチ・ ジャーナル No. 14 2007) (抄本) 頭書き、1頁から2頁、11 頁から15頁	写し	2007年12月21日	朝田と も子	・ドイツでは1981年(昭和56年)に新 国家責任法が制定されたが、その後、 連邦憲法裁判所で新国家責任法を無効 とする判決が出され、1982年(昭和57 年)10月19日に、新国家責任法は失効 した。その結果、国家責任の分野で は、従来のドイツ民法839条・基本法34 条の二段構えの職務責任制度が現在も 適用されていること(11頁～15 頁)など。  ・ドイツ民法839条及びドイツ民法 34条の規定内容(11頁)。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟(東京地裁)に提出された書面です。

号証	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A183	ドイツ連邦共和国基本法 三カ国語対訳 表題、前文、第34条 <a href="http://www.fitweb.or.jp/~nkgw/dgg/index.htm">http://www.fitweb.or.jp/~nkgw/dgg/index.htm</a>	写し		不明	ドイツ連邦共和国基本法第34条の規定の内容など
甲A184	ドイツ民法839条(ドイツ語) <a href="https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/index.html">https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/index.html</a>	写し		Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz (連邦司法・消費者保護省)	ドイツ民法839条の規定の内容など
甲A185	ドイツ民法839条(英語) <a href="https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_bgb/">https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_bgb/</a>	写し		Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz (連邦司法・消費者保護省)	ドイツ民法839条の規定の内容など